

一般社団法人日本体力医学会
役員の選出に関する規程

平成 30 年 8 月 24 日制定

(目的)

第 1 条 一般社団法人日本体力医学会定款第 2 1 条、第 2 2 条及び細則第 5 条の規程により役員の選出に関する規程を定める。

(理事・評議員会長・監事の選出)

第 2 条 細則第 5 条の規程により理事・評議員会長・監事の選挙を同時に行い、理事・評議員会長・監事を選出する。

2. 選挙管理委員会は投票締切日を定め、評議員に対し少なくとも投票締切日の 3 週間前までに、被選挙有資格者名簿を、投票方法を明示した文書とともに発送する。

3. 理事 24 名の選出は、無記名で医師免許保有者 12 名以内及び医師免許非保有者 12 名以内、各連記の投票による。

4. 選挙管理委員会は、監事の陪席のもと、開票結果を確認し、医師免許保有者 12 名、医師免許非保有者 12 名の当選者を決定する。

5. 評議員会長 1 名の名前を記入・投票する。なお、理事と評議員会長の兼職は可能である。

6. 監事 4 名の名前を記入・投票する。理事・監事両職に選出された場合、両職は兼職できないため、当事者の意向を尊重し、順次次点者を繰り上げ当選させる。

7. 理事・評議員会長・監事の選挙について、定数をまたがって同点のものが出た場合は、監事による抽選とする。

8. 選挙結果は速やかに、当選者に知らせる。

9. 理事・監事の選挙の当選者を、定款第 2 2 条第 1 項の規定に従い、選挙後開催される社員総会の決議により理事・監事に選任し、理事についてはその 2 年後の社員総会において再任の決議を行う。

10. 次条第 2 項で選出された理事長候補者は、特に必要がある場合には、理事会の承認を得て、前項の社員総会に理事候補者 1 名を推薦できる。

(理事長・副理事長・常務理事の選出)

第 3 条 理事長・副理事長・常務理事選挙を同時に行う。

2. 理事に選出された 24 名を招集し、即日理事長 1 名、副理事長 2 名、常務理事 1 名を順次互選により選出する。なお、副理事長 2 名のうち、得票順に第 1 副理事長、第 2 副理事長とする。

3. 選挙結果は速やかに社員に通知されなければならない。

4. 理事長・副理事長・常務理事の選挙の当選者を、定款第 2 2 条第 2 項の規定に従い、理事の選任の行われる社員総会後に開催される理事会の決議により理事長・副理事長・常務理事に選任し、2 年後の社員総会後の理

事会においてそれぞれに対し再任の決議を行う。

（規程の改廃）

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付則

この規程は、平成30年8月24日より施行する。